

平成28年度 自衛官募集

平成28年度自衛官募集受付が始まります。

募集種目	特 徴	資 格	受付期間	試 験 日
航空学生	自衛隊パイロットになる	高卒(見込含) 21歳未満の者	7月1日から 9月8日	1次 9月22日 2次 10月15日から20日のうち指定する日 3次 11月12日から12月15日のうち指定する日
一般曹候補生	将来、部隊の中核として働く	18歳以上 27歳未満の者	7月1日から 9月8日	1次 9月16・17日 2次 10月6日から12日の間の指定する1日
自衛官候補生	任期制の自衛官で技能訓練などによりキャリアアップできます	18歳以上 27歳未満の者	7月1日から 9月8日(女子) 男子については年間を通じて募集	9月23～27日の間の指定する1日

また、9月に受付が始まるものでは、陸上自衛隊(看護)・防衛大学校学生・防衛医科大学校医学科及び看護学科学生があります。詳細は下記お問合せ先をお願いします。

お気軽にお問い合わせください。

問 自衛隊茅野地域事務所 茅野商工会議所会館1階 茅野市塚原1-3-20
☎82-6785 URL:<http://www.mod.go.jp/pco/nagano/>



—消費者見守り情報 No.65—

～電気通信サービスにおける消費者保護ルール～

問 住民福祉課 住民係 ☎62-9112 または 長野県中信消費生活センター ☎0263-40-3660

皆さん、本年4月1日から電力の小売の全面自由化がされましたが、実は電気通信サービスにおいても、5月21日から新たなルールが導入されています。

今回新たに設けられたルールは消費者を守るためのもので、以下の5つになります。

- **説明義務の充実**……高齢者や障害者等、配慮が必要となる利用者に対して、その知識、経験、契約目的に配慮した説明を契約前に行うことが義務付けられました。また、携帯電話サービスにおける「2年縛り」の契約等が自動更新される時には、利用者に事前通知をすることが義務付けられました。
- **書面交付義務の導入**……契約が成立した後、早急に締結された契約の内容を明らかにする書面(契約書面)を利用者に交付することが義務付けられました。また、契約書面への記載すべき事項も定められています。契約内容についてはまずご自身の契約書面の内容をチェックするようにしましょう。
- **初期契約解除制度の導入**……一定の範囲の電気通信サービスの契約について、契約書面の受領日から8日間であれば、電気通信事業者の合意がなくても利用者の都合のみで契約解除できる制度です。クーリング・オフに似た制度で、ハガキ等の書面を事業者へ送付することにより契約解除ができます。しかし、契約解除まで利用したサービス利用料・事務手数料等は支払う必要があります。また、電気通信サービス契約時に一緒に購入した携帯電話などの端末の契約までは解除できません。
- **勧誘を継続する行為等の禁止**……継続して勧誘を受けたくないという利用者が求めたにもかかわらず事業者や代理店が勧誘を継続する行為や、事業者や代理店が重要事項について事実でないことを告げる行為等が禁止されます。
- **代理店への指導等の義務付け**……電気事業者が代理店に対し指導等の措置を講ずることが義務付けられます。電気通信サービスを利用するときには、契約時点でサービスの内容・契約内容・利用料金・解約条件等をよく確認することが大切です。

*光回線サービスの乗換え(転用)について

N T Tでは平成27年2月から光回線サービスの卸売を開始しています。それに伴い業者から利用料金が安くなると電話による勧誘が行われています。この話に乗って契約する場合に注意すべき点があります。

①契約先の事業者が変わってしまいます。 ②今使っているプロバイダに契約解除の申し込みが必要な場合があります。 ③転用完了後に契約解除をすると契約解除料が発生することがあります。また、N T Tや他事業者に変更する場合、電話番号が変わったり、工事が発生することもあります。

不適切な電話勧誘等には注意が必要です。

①転用承認番号の取得をすぐ依頼する勧誘電話には注意してください。 ②契約後に解除をすると高額な契約解除料(違約金)を請求される場合がありますので注意しましょう。 ③光回線サービスの転用により必ず料金が安くなるわけではありません。